

No.5 事業名 児童扶養手当給付事業	補正 予算額	5,356 千円
---------------------	-----------	----------

1 事業目的、趣旨等

父または母と生計をともにできない児童が養育されている家庭の生活と自立の促進に寄与するため、当該児童を養育している方を支援する児童扶養手当について、手当月額及び多子加算額を引き上げ、制度を充実させる。

2 事業概要

(1) 内 容

①手当月額

物価スライド適用に伴い、平成 28 年 4 月 1 日より引き上げる。

②多子加算額

児童扶養手当法の一部を改正する法律が平成 28 年 8 月 1 日より施行されることに伴い、児童が 2 人以上のひとり親家庭の経済的負担を軽減することを目的として、児童 2 人以上の加算額を見直しする。

第 2 子に係る加算額を 5 千円から最大 1 万円に、第 3 子以降に係る加算額を 3 千円から最大 6 千円に見直す。

※なお、加算額についても、物価スライドを適用するとともに、年収に応じて支給額を遡減する。

(2) 事業期間

平成 28 年度

(3) 事業主体

豊岡市

(4) 全体事業費（補助率・負担率等）

318,042 千円（うち国庫負担金 1/3）

3 その他参考事項

支給月：8 月（4 月～7 月分）、12 月（8 月～11 月分）、4 月（12 月～3 月分）